

経済建設文教常任委員会会議録

【開会】	3
【議案第2号】 矢板市未来の森づくり基金条例の制定について	3
【議案第6号】 矢板市下水道条例の一部改正について	4
【議案第7号】 矢板市水道事業給水条例の一部改正について	4
【陳情第2号】 市道前岡4号線における大型車両の通行禁止を求める陳情	5
【請願第1号】 片岡二区行政区内の排水溝整備に関する請願	6
【請願第2号】 片岡二区行政区内道路設置に関する請願	7
【閉会中の継続審査の申出】	7
【委員長報告】	8
【閉会】	8

1 日 時

令和元年6月13日（木）午前9時52分～午後0時05分

2 場 所

第2委員会室

3 出席委員（8名）

委員長 藤田 欽哉

副委員長 高瀬 由子

委員 掛下 法示、佐貫 薫、関 由紀夫、
小林 勇治、宮本 妙子、今井 勝巳

4 欠席委員

なし

5 説明員（16名）

- | | | | |
|---------------|-------|------------------|---------|
| (1) 建設課（4人） | | (5) 教育総務課（1人） | |
| ①建設課長 | 津久井 保 | ①教育総務課長 | 小瀧 新平 |
| ②建設担当 | 高久 英治 | (6) 生涯学習課（2人） | |
| ③維持担当 | 齋藤 努 | ①生涯学習課長 | 山口 武 |
| ④管理住宅担当 | 村本 和繁 | ③矢板公民館長 | 阿久津 功 |
| (2) 都市整備課（1人） | | (7) 農業委員会事務局（1人） | |
| ①都市整備課長 | 柳田 豊 | ①事務局長 | 大谷津 敏美智 |
| (3) 農林課（3人） | | (8) 水道課（1人） | |
| ①農林課長 | 和田 理男 | ①水道課長 | 河野 和博 |
| ②地籍調査班長 | 黒田 禎 | (9) 下水道課（2人） | |
| ③林政担当 | 齋藤 敦子 | ①下水道課長 | 齋藤 正樹 |
| (4) 商工観光課（1人） | | ②施設担当 | 関谷 一男 |
| ①商工観光課長 | 村上 治良 | | |

6 欠席説明員

スポーツ推進班長 星 哲也 片岡公民館長 塚原 明

7 担当書記

高瀬 稔子

8 付議事件

- 【議案第2号】 矢板市未来の森づくり基金条例の制定について
- 【議案第6号】 矢板市下水道条例の一部改正について
- 【議案第7号】 矢板市水道事業給水条例の一部改正について
- 【陳情第2号】 市道前岡4号線における大型車両の通行禁止を求める陳情
- 【請願第1号】 片岡二区行政区内の排水溝整備に関する請願
- 【請願第2号】 片岡二区行政区内道路設置に関する請願

9 会議の経過及び結果 付議事件

【開会】

- 委員長（藤田欽哉） ただいま出席している委員は8名で、定足数に達しておりますから、会議は、成立している。ただいまから、経済建設文教常任委員会を開会する。 (9:52)
- 委員長 お諮りする。この際、議事に入る前に直ちに、別紙日程により、現地調査を行いたいが、異議ないか。
(異議なし)
- 委員長 異議なしと認め、現地調査のため暫時休憩する。 (9:55)
(現地調査)
- 委員長 休憩前に引き続き会議を開く。 (11:22)
- 委員長 これより議事に入る。本委員会に付託された案件は、
- 【議案第2号】 矢板市未来の森づくり基金条例の制定について
 - 【議案第6号】 矢板市下水道条例の一部改正について
 - 【議案第7号】 矢板市水道事業給水条例の一部改正について
 - 【陳情第2号】 市道前岡4号線における大型車両の通行禁止を求める陳情
 - 【請願第1号】 片岡二区行政区内の排水溝整備に関する請願
 - 【請願第2号】 片岡二区行政区内道路設置に関する請願
- の6件である。

【議案第2号】 矢板市未来の森づくり基金条例の制定について

- 委員長 はじめに、「議案第2号 矢板市未来の森づくり基金条例の制定について」を議題とする。提案者の説明を求める。
- 農林課長(和田理男)
- (「議案書」2頁を朗読、条文朗読を省略し、詳細について説明。)
- 今回の改正は、森林の資源の環境保全、災害防止策として、平成30年度森林経営管理法が制定。これに基づき、環境保全、災害防止策として所有者に成り代わり、市町村が森林の管理ができることを目的としている。財源は、国民全員から広く確保するという事で森林税、その事業実施のために森林譲与税が制定された。賦課徴収は令和6年度からであるが、それに先立ち譲与税は今年度からとなっている。譲与税の基礎として、第1条のとおり間伐、人材育成、担い手の確保、材木利用の促進や普及の用途に限定されていることから、当該年度に執行しなかった分を次年度以降に執行するために基金を設置するものである。
- 委員長 これより議案第2号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
- 今井勝巳委員 額は、どのくらいか。

- 農林課長 森林税は、国民から一人1,000円である。国全体では、最終的には600億円とみている。譲与される分は、初年度が1200万円くらいで、経過的に3年に一度引き上げられ、最終的に令和15年度に4000万円程度になり、それからは4000万円で経常的に交付される。交付される期間は未定であり、恒久的と捉えている。対象のエリアが限定されているので、間伐を目的としたものが一周したあたりから、額が変わってくるのかと考えている。
- 佐貫薫委員 基金は運用益でランニングすると思うが、基金といっても原価も含め利用していくということか。
- 農林課長 ご指摘のとおり。事業実施のために使う。
- 掛下法示委員 どういった森林なのか。民有林か。
- 農林課長 対象は、私有林である。所有者が管理できない民有のものである。
- 掛下法示委員 国有林とかではないのか。
- 農林課長 国有林などは、管理者がしっかり管理しているので対象ではない。
- 委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

- 委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

- 委員長 異議なしと認める。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決された。

【議案第6号】 矢板市下水道条例の一部改正について

【議案第7号】 矢板市水道事業給水条例の一部改正について

- 委員長 次に「議案第6号 矢板市下水道条例の一部改正について」及び「議案第7号 矢板市水道事業給水条例の一部改正について」を一括議題とする。提案者の説明を求める。

- 下水道課長(斎藤正樹)

(「議案書」17頁を朗読、条文朗読を省略し、詳細について説明。)

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法の一部が改正されたことに伴う改正。

第15条第2項中の率を10%に改めるもの。

なお、農業集落排水処理施設使用料及びコリーナ矢板排水処理施設使用料については、それぞれの施設条例第4条で、矢板市下水道条例第15条で規定する額とすることになっており、今回の改正でそれぞれも10%となる。施行期日は、令和元年10月1日から施行。経過措置は、10月31日に使用料が確定することが難しい

ものに対して、国が経過措置を規定しており、それに従っている。上下水道使用料は、偶数検針と奇数検針に分けており、その取扱いについて規定している。議会で議決いただけた際は、8月の広報誌、ホームページ等で市民にお知らせし、10月から引き上げになる。消費税率の引き上げが延期になった場合は、それに合わせた対応になる。

○水道課長(河野和博)

(「議案書」19頁を朗読、条文朗読を省略し、詳細について説明。)

今回の改正は、下水道について説明のとおり第24条及び第30条第1項中の率を10%に改めるもの。

施行期日は、令和元年10月1日から施行。料金徴収についても下水道同様の経過措置。

○委員長 これより議案第6号及び議案第7号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑討論終結)

○委員長 質疑討論終結との動議があり、必要な賛成者があるので、動議は成立している。質疑討論終結することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 なければ質疑・討論を終了する。これより採決する。議案第6号及び議案第7号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第6号及び議案第7号は、原案のとおり可決された。

【陳情第2号】 市道前岡4号線における大型車両の通行禁止を求める陳情

○委員長 次に「陳情第2号 市道前岡4号線における大型車両の通行禁止を求める陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

(朗読)

○委員長 暫時休憩する。 (11:38)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (11:42)

○委員長 意見はあるか。

○小林委員 平成27年9月から現状が変わっておらず、むしろ良くなっているようなので、前回同様、不採択としたい。

○宮本妙子委員 平成27年9月の定例会の際も委員であったが、その時に法令に沿った道路であると全会一致で不採択とした。前回同様に不採択。

○掛下委員 不採択。

○佐貫委員 不採択。

○関由紀夫委員 不採択。

○今井委員 状況が変わっていないので、不採択。

○高瀬由子委員 不採択。

○委員長 これより採決する。陳情第2号は、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第2号は、不採択とすることに決定する。

【請願第1号】 片岡二区行政区内の排水溝整備に関する請願

○委員長 次に「請願第1号 片岡二区行政区内の排水溝整備に関する請願」を議題とする。事務局に請願文書の朗読を求める。

(朗読)

○委員長 意見はあるか。

○今井委員 予算の問題はあるが、地元の期待としては願意妥当と考える。請願という形で議員の紹介もある。採択で。

○小林委員 オーバーフロー防止のために、放流調整はできるのか。

○委員長 暫時休憩する。 (11:50)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (11:51)

○建設課長 駅西に調整池があるが、その量を下げるとなると、そこが流出してしまい、JRにも迷惑をかけることになり、難しい。

○佐貫委員 細かいやり方は、詰める必要があると考える。防災面から考えると、この下の方は通学路もあり、願意妥当と考える。今後地元とも詰める必要は感じているが、採択としたい。

○宮本委員 現地確認をし、ずいぶん荒れていると感じた。地主との調整などいろいろ問題は考えられるが、災害のことを考えても、エリア豪雨などの心配もある。願意妥当と考え採択としたい。

○関委員 今までの意見から採択。

○掛下委員 ため池が埋め立てられ調整機能がなくなったということで、調整の方法はいろいろあると思うが、代わりになる調整の方法ということで妥当と考える。

○高瀬委員 片岡地区の方から話をきいたことがある。水が淀むと、夏は大量の蚊が発生する。採択としたい。

○委員長 ほかになければ、これで終わる。これより採決する。請願第1号は、採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、請願第1号は、採択とすることに決定する。

【請願第2号】 片岡二区行政区内道路設置に関する請願

- 委員長 次に「片岡二区行政区内道路設置に関する請願」を議題とする。事務局に請願文書の朗読を求める。

(朗読)

- 委員長 意見はあるか。
- 今井委員 先ほどの請願と合わせて考えていけないと考える。今は道がなく、新設になる。水路と併設ということになるのか。地元の意見も含めて、整備ができるのかなどもう少し勉強して考えていきたいので、継続審査としたい。
- 小林委員 道路新設ということで、地籍調査もしていないところであるし、継続して考えていきたい。
- 佐貫委員 ここに道路を一本通したら発展していくのかということも、調査できていないし、検討が必要。継続審査としたい。
- 関委員 同じく、継続審査としたい。
- 宮本委員 同じく、継続審査とするのが良いのでは。
- 掛下委員 もう少し検討が必要と考える。同じく、継続審査。
- 高瀬委員 水路のこともあるので、継続審査。
- 委員長 なければ、これで終わる。これより採決する。請願第2号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

- 委員長 異議なしと認める。したがって、請願第2号は、継続審査とすることに決定する。

【閉会中の継続審査の申出】

- 委員長 次に、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題とする。事務局の説明を求める。

(朗読)

- 事務局 「閉会中の継続審査の申し出について」(案)をご覧いただきたい。これは、常任委員会の行政視察で調査を行うにあたり、本会議閉会中においても継続して調査が行えるようにするための申し出である。次頁をご覧いただきたい。

(経済建設文教常任委員会の所管事務説明)

以上の審査事件について、継続審査の申し出を行おうとするものである。

なお、申し出は各常任委員会委員長の連名で行うのが例となっていることを申し添える。

- 委員長 これより採決する。閉会中の継続審査の申し出については、ただ今の説明

のとおりとすることに異議ないか。

(異議なし)

- 委員長 異議なしと認める。よって、別紙の経済建設文教常任委員会に係る閉会中の継続審査事件一覧表に記載のある審査事件について、継続審査とすることに決定した。

【委員長報告】

- 委員長 以上で本委員会に審査を付託された案件の審査はすべて終了したが、委員長報告については私に一任願えるか。

(異議なし)

- 委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

- 委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。 (12:05)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

経済建設文教常任委員会委員長